

「要議なし」と呼ぶ者あり

議長(高橋十春君)「要議なし」と認めます。よう議案第六号は本委員長報告のとおり決まっています。

議長(高橋十春君)「二三で暫時休憩いたします。」

休憩 午後一時三十分

開議 午後一時八分

議長(高橋十春君)休憩あけに引き続き会議を開きます。

議長(高橋十春君)「日程第六昭和四十年年度福生町国民健康保険特別会計予算案、議案第六号を議題に供します。本件について厚生委員会に審査を付託しておりますので本委員長から報告願います。審

(審大沼秀仁君登壇)

一審大沼秀仁君(審査報告を申し上げます。

審査報告

議案審査報告書

一件 昭和四十年年度福生町国民健康保険特別会計予算案(議案第六号)

二審員会付議 昭和四十年五月廿二日第一回福生町議会委員会に於いて厚生委員会

に付託

委員長(高橋十春君) 昭和四十年五月十八日 午後九時

本委員会に付託されたい議案について、慎重審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和四十年五月十八日

厚生委員会

委員長 大沼秀仁

福生町議会議長

高橋千春殿

補足説明を申し上げます。最近国保の運営につきまして近隣市町村並
ひに各地にいろいろ予算は好しいという問題が起るようになってござい
ます。当福生町の四年度予算の概要といたしましては、四年の自然増の他に
元収増収がございまして、市費の割給付並びに医療費の緊急是正等によ
り、歳入増収が著しく増大しているところであります。この中に、~~市費~~
の割給付につきましてはこれに供します。経費の四分の三相当割を国庫で負
担するのでありますが、これは全国平均に助成し補助されますので、東京
都特に福生町のように非常に受給率の高い市町村にございまして不足額
を生じないものであります。この不足額を市費により負担するという約束
のもとに全市町村が割給付に踏切つたわけでありまして、ところが四年度
の都の予算はいろいろ経費がございまして、従いまして各市町村の
村長会並びに健康保険運営会議にございしても都の補助金の申請に充分な



運動を展開してゐるわけですが、都としましては、今後追加更正によつて

かなり盛り込んでもうように陳情諸願を展開してゐるわけでありまして、

即承知のように、一般会計から三百万の繰入れがされるのであります。これ

も福生町の財政にあつたとしても非常に貴重な存在でございまして、なんと

かというものが、これも国保の運営に支障をきたさず、いろいろな方法もそ

いかずければならぬ、と考へるものでございまして、都の補助金獲得に今後

も、充分な運動を各市町村でもされるものと思ひますが、理事者にござい

ますけれども、この点につきましては特に補助金の獲得に努力されるように申し入

れをして次第でございします。このように関係にございまして、当委員会とい

は、ましては、本件について現在の所定案を決定して、もうすわけをござい

ますので、本議会にございまして、慎重審議願ひまして、即決定されるよう

お願い申し上げます。報告にかえさすまいにございします。

議長(高橋千春君)これより本議長報告に就き、質疑を行います。

「議長(塩野鉄之助君)議長

「議長(高橋千春君)議長

「議長(塩野鉄之助君)本議長に承知いたしますが、本年度は都に於て、
新給付の点、非常に問題に付ておりますが、この予算を
それとも一般会計からの繰入れ金が三百万円を計上していただこう事も
非常に適切なものと、概して感謝いたしますが、しかし、今の所見通しから
いふ所、説明がございまして、けれども、この新給付について、昨年の被保険
者の負担率が昨年と本年度とでは、この位の負担率はどうか、という事を、
まだに、あつた、といひます。

「議長(高橋千春君)議長

「議長(大忍秀仁君)三に、この御質問でござい、まず、先程条例の改正に当たり、
に付する伸びと、今度の賦課割合、と、若干の変更により、伸び、
か、見られるよう、でござい、まず、細かな数字に、まず、伸び、
担当課長から

説明願はたいと思ひます。

「議長(高橋千春君)佐民課長

「佐民課長(所田倍二君)三に、この御質問に、お答え申し上げます、昨年
度の当初にあつた、一人当りの、市費の場合、が、二千三百六十三円、でござい
まして、その後、医療費の緊急、是正、並びに、新給付の関係、を、伸び、を、計
すと、今度、大体、二千五百円、三千円の増、となつて、います、市費、主、に、つ、ま、し
て、は、三十九年度の当初にあつた、一人当り、千四百五十八円の、費用額、で、こ
ろ、い、まして、二、れ、から、新給付、並びに、緊急、是正、の関係、により、ます、と、然、
然、が、千六百円、となつて、います、千四百円の増、となつて、います。

「議長(塩野鉄之助君)議長

「議長(高橋千春君)議長

「議長(塩野鉄之助君)所務課長に、承知して、い、た、で、ござい、ます、が、国保の、関係、
に、付、する、関係、が、い、た、で、ござい、ます、所長、と、関係、が、い、た、で、ござい、ます、が、

一般会計に於て、米ノ増収長支際算と一方が訂正され、平年度の決算は、
米ノ増収は二百八十枚方円が生じられた。この面に於て、米ノ現石川市長に於
て、米ノ非常に財政的窮乏の原因から交際費を削減し、いふといふ事をべから
敬意を表するものがある。しかし特別会計にも市長支際算が訂正されて、米
ノこの面に於て、米ノ平年度に於いてはこの位に付すのみか、又平年度
予算は、米ノ増収との程度に付すのみか、参考までに尋ねたいと思ひ
ます。

議長高橋千春君財務課長

財政課長森田盛君三十八年度に於て申すは、決算の数字が出入りいたしますので、
申し上りますと一般会計では、議長交際費と町長交際費が合算されてゐる
わけですが、三百六十五万六千八百七十三円という数字が出入りします。この内訳は、
議長交際費が七十五万四千四百五十五円、町長交際費に於ては、言へば八十七万
六千三百七十八円となつております。国保と協、区画整理、水道の各特別会計

二十六万八千四百九十九圓の支出となり、合計しますと、三十八年度に
 五十三万五千三百七十八圓二角が支出されおります。三十九年
 度決算費に五十三万五千三百七十八圓二角が支出され、そのうち補正四
 万五千七百三十九圓一円が、一般会計に五十三万九千九百九十九圓、
 特別会計に二万八千四百九十九圓と、状況となります。これを合計した
 ますと、三十九年度は五十三万九千九百九十九圓と、次の四年度の予算では、一般会計に
 五十三万五千三百七十八圓二角、特別会計に五十三万九千九百九十九圓と、
 合計は五十三万九千九百九十九圓と相等となります。

了解と手紙あり

議長高橋千春君ニ此ノ質疑を諮照いたします。みづかりにいたします。

「要義」と呼ぶ者あり

議長高橋平右衛門閣議決したものの未だ、その議案第三号は委員長報告

右のとおり可決いたしました。

議長(新橋千春君) 日程第十五 昭和四十年年度福生市都市計画福生五地区画整理
理事兼特別会計予算案議案第三十五号を議題に供します。本件はついで
建設委員会に審査を付託しております。本委員長から報告願います。

九番

(九番 中西虎蔵君登壇)

一 九番(中西虎蔵君) 朗読名称がありまして、この審査報告をどうするに決めます。

審査報告

議案審査報告書

一件 名 昭和四十年年度福生市都市計画福生五地区画整理事業
特別会計予算案議案第三十五号

二 委員会報告 昭和四十年五月廿五日第一回福生市議会衆議会に於いて建設委員会

に付託

三 委員会報告 昭和四十年五月十九日 五月九日

本委員会に付託された右議案については、慎重審査の結果、原案を可決
すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和四十年五月十九日

建設委員会

委員長 中西虎蔵

福生市議会議長

新橋千春君

本予算案により本委員会も審査をいたしましたわけでありすが、その補足
説明をいたしたいと存じます。御承知の通り加美平地区並びに武蔵野
台地区の關係が主としてございまして、本年は一般会計より予算上の繰入金をい

にしまして、区画整理事業を推進し、いかに進めたいか、この点について、
にしまして、管理費等は別にしまして、公社に委託する事業として
本年度は美平地区にのみをしまして、限度額として四億九千二百五十万、武
蔵野台にのみをしまして、限度額として九百三十万、加美平地区にのみをしまして、三
千八年度より四千三年度、武蔵野台にのみをしまして、千年度をしまして、三千九
年度から四千三年度というふうな事業計画にござりますので、よろしく御審
議願います。本議会にたいしても御議決あらん事をお願いいたします。報
告を終わります。これにて決着でございます。

議長高橋千春君 二六より本員長報告に対する質疑を行います。

(質疑なしと呼ぶ者あり)

議長高橋千春君 二六の質疑を終結いたします。あつかりいたします。議
案第三号は本員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

福生町議会

議長高橋千春君 御異議なしと認めます。よって議案第三号は本員長報
告のとおり決いたします。

議長高橋千春君 日程第十八、昭和四年度福生町と高陽村別会計予算案、
議案第三十五号を議題に供します。本件についても建設委員会に審査
を付託しておりますので、本員長から報告願います。九番

(九番中西茂蔵君登壇)

九番中西茂蔵君 御報告がございましたので、審査報告をさせていただきます。

審査報告

議案審査報告書

一件

名 昭和四年度福生町と高陽村別会計予算案(議案第三十五号)

本員会付託書 昭和四十年三月廿五日 第一回福生町議会定例会に於いて建設委

員会に付託

本員会委員 昭和四十年三月廿九日 午後九時

本員会に付託された各議案については慎重審査の結果 衆衆を可決
すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和四十年三月十九日

建設委員会

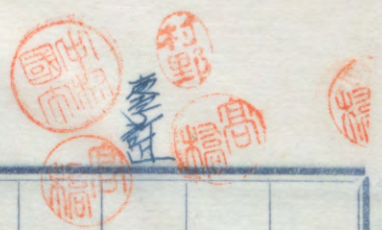
委員長 中西虎蔵

福生町議会議長

高橋千春殿

と現行別会計について補足説明をさせていただきますと先程御議決いたした

福生町議会



まじりにより本年度からと校料の改正をいたしたわけですが、この予
算は本年度の予算で作成されたものでございまして、この改正による相
当の収入が予算されるわけがあります。その点についてもいろいろ御審議願
うたわけですが、まだある程度校料の改善や、業者の要求もあるわけに
かろうかという事も考慮に入れまして、一部繰越しの金額がもうねてみる
状況でございしますが、お相當の成績を上まわらうと願いますと同時に
誤りのないような方法を講じていただくという事を申し上げまして、建設委
会としては慎重審議いたします。衆衆通り決定した方針でございしますので
よろしくお願ひいたします。

議長(高橋千春君) これより本員長報告に付する質疑を行います。

(質疑なしと仰る者あり)

議長(高橋千春君) これにて質疑を終結いたします。おわかりいたしました。議案
第三十二号は本員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(要議なしと呼ぶ者あり)

議長(高橋千春君)即要議なしと認めます。よつて議案第三号は本委員長報告
のとおり可決いたします。

議長(高橋千春君)日程第十九福生第三小学校及び松張整備に關する請願書。請
願第一号を議題に供します。本件については、然務本員会に審査を付託してい
りますので本委員長から報告願います。土着

(土着大久保一郎君登壇)

「土着大久保一郎君」即請願者がありましたので、審査報告を行います。

審査報告

請願審査報告書

一件 名 福生第三小学校松張整備に關する請願書「請願第一号」

二本員会付託の日 昭和四年五月廿三日 第一回福生町議会は例會に於いて然務本員

福生町議 會

会に付託

三本員会開會の日 昭和四年五月廿六日 午後九時

昭和四年五月二十日 午後二時

本本員会に付託された右請願については、慎重審査の結果、次の意見を述べ
て採決の上、然務機關に送付すべきものと決定した。

(意見)

請願について述べるところから、学校教育の重要性に鑑み、財政を勘案し
る方を限り、申し、時期に用ひの確保を計られるよう考慮されたい。
右のとおり報告いたします。

昭和四年五月十五日

然務本員会

本委員長 大久保一郎

福生町議會議長

高橋千春殿

於てございしますが、本件に對する審査の概要について補足説明をさ
 すにいたします。去る三月十日に現地を視察し、用収を買収しけし
 ら所を見、すに、二十日慎重審議しにわけあります。教育長から
 も、この場合の説明を受けたをありますが、やはり諸願にもあります
 通り、将来を考えますと、当然に拡張は必要である、この点から、現
 段階では、十分が苦しいが、なるべく早い期間に拡張しけし、この事
 を、議務委員会とすれば、決定した次第をございしますので、よろしく御審議の上
 御決定下さるようお願いいたします。

議長(高橋平春君)ニハヨリ本議長報告ニ付テハ質疑を行ハス。

「異議なし」と云ふ者あり

一議長(高橋千春君)二に付質疑を終結いたします。みづかりいたします。請
願第一号は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

福生町議会

要請なしと呼ぶ者あり

議長(高橋千春君)副議長とし認めます。よき講演第号は本員長報
告のとまり決定いたしました。

議長(高橋千春君)日程第二、臨時改訂に関する陳情書、陳情第一号を議題
に供します。本件についても、職務委員会に審査を付託し、ありますので
本議長から報告願います。土倉

王翁大久保一郎君登壇

土著大久保一郎君 師範名によりて、陳情第号を發表を行はす。

審查報告

陳情書查報上書

件
名
給子改訂関寸子陳情書陳情第一号

二、委員會討論
昭和四年五月廿一日 回禮主計課
會定例會以以紙務委員

会に付託

三委員会開會日 昭和四年五月廿七日午後六時

本委員会に付託された事項については、慎重審査の結果次の意見を
付す殊に且執行機関に送付すべきものと決定した。

(意見)

陳情の呈示は了と認められ、別途何案かの方法を講じ考慮されたい
右のとおり報告いたします。

昭和四年五月廿七日

総務委員会

委員長 大久保一郎

福生町議会議長

高橋千春殿

福生町議会議

議事録

以上でございますが、審査の概要について補足説明をいたします。本陳
情の審査に際しましては、給付改訂に関するところの条制の一部改正がある
は昭和三年年度の第四回追加更正予算にも関係する点もございます。
この二点については、先ほど議案のみに審査を行なった次第でございます。
なお陳情審査に先立ちまして本委員会を休憩いたし、職組の委員長に出席
願います。陳情書の趣旨等の説明を願うに付たことでございます。趣旨とい
うのは人事院勸告に基づく給付改訂を九月一日に実施しようという事
柄から期未了等の三つの点に支給額にたいするもので、これらは各町村も
同じ事で、各町村の方法をどうもうたいたいという趣旨の説明があ
つたわけですが、にせよ職員が要求するところの各町村は九月一日付
けを要しないという点は大分わかるわけですが、やはり時局的な問
題等非常に困難な問題があると思えます。次の議案との関連も生ずる
問題で、理事者の立場も大分理解しなければならぬという関係で、総務委員